

## 労働派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

合同会社クレド（以下「甲」という。）とクレド労働組合（以下「乙」という。）は、労働派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次の通り協定する。

### 第 1 条（対象となる派遣労働者の範囲）

本協定は、派遣雇用契約を締結している従業員（以下「対象従業員という。」）に適用する。

### 第 2 条（賃金の構成）

対象の従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当  
通勤手当及び退職手当とする。

### 第 3 条（賃金の決定方法）

対象の従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同業の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表 1 に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表 3 の地域指数を乗じたものとする。

- (1) 比較対象となる同業の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 4 年 8 月 26 日職発 0826 第 1 号「令和 5 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項 2 号イに定める「同業の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「令和 4 年賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）とする。
- (2) (1) については、業務の実態を踏まえもっとも適正する職種がある小分類を使用することを基本とし、複数の業務に従事する場合は中分類を使用するものとする。
- (3) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第 6 条のとおりとする。
- (4) 地域整備については、就業地により通達別添 3 に定める就業地若しくは就業地近隣の故郷職業安定書所轄管轄地域の指数を用いるものとする。

第 4 条 対象従業員の基本給与及び賞与は、次の号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同業の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同等以上であること
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同業の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること  
キャリア 0：0 年  
キャリア I：1 年  
キャリア II：2 年  
キャリア III：3 年  
キャリア IV：4 年  
キャリア V：5 年
- (3) 対象従業員の基本給与及び賞与については、別表 1 の対象従業員が勤務する派遣先事業所の所在地に対応する別表 3 の地域係数を乗じたものとする。

第 5 条 対象従業員の時間外勤務手当、深夜・休日労働手当は、派遣スタッフ就業規則第 21 条に準じて法律の定めに従って支給する。

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、次に掲げる項目を条件とし実費に相当する額を支給する。

- (1) 通勤距離が片道 2 k m 未満は徒歩通勤圏内とし、通勤手当支給の対象としない。

- (2) 交通機関利用者は定期券の購入を原則とし、購入費用を利用限度額期間で乗算し、出勤日数を乗算した金額を通勤手当として支給する。
- (3) 自家用車・自動二輪車・原動付自転車で通勤するものに対しては、往復の通勤距離に10円を乗算し、出勤日数分を通勤手当として支給する。
- (4) (2)(3)について、1ヵ月の上限額を13,000円とする。

第7条 対象従業員に対して、別表2に定める賞与額を基本給の合算し、時間給として支給する。

第8条 対象従業員に対して、別表2に定める基本給と賞与額の合計の6%を前払い退職金として支給する。

第9条 (賃金の決定に当たっての評価)

別表2の階級の決定は対象従業員の職務経歴及び能力により決定し、半期毎に行う勤務評価により決定する。

第10条 (賃金以外の待遇)

教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

第11条 (教育訓練)

労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「スタッフハウス教育訓練実施計画」に従って、着実にする。

第12条 (その他)

本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

第13条 (有効期限)

本協定書の有効期限は、令和5年12月1日から令和6年12月1日までの1年間とする。

令和 5年 12月 1日

甲

印

乙

印